**令和7年6月定例会提出議案
知事提出**

**議案**

**【**令和7年6月4日上程**】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １ | 工事請負契約締結の件（大阪府衛星無線（第３世代）等再整備工事（その２）） | 大阪府衛星無線（第３世代）等再整備工事（その２）請負契約契約金額　１４億８，５００万円請負者　　日本電気株式会社　関西支社 |
| ２ | 工事請負契約等締結の件（モノレール道整備事業） | (1) 大阪モノレール松生町駅（仮称）駅舎建設工事請負契約　　契約金額　４８億４，５５０万円　　請負者　　大鉄・エイチエスケイ特定建設工事共同企業体(2) 片町線鴻池新田・徳庵間38ｋ540ｍ付近軌道桁架設工事委託契約　　契約金額　４８億５，８０２万３，０００円　　受託者　　西日本旅客鉄道株式会社(3) 大阪モノレール支柱建設工事（荒本北工区その３）請負契約　　契約金額　１７億４，３９４万円　　請負者　　株式会社森本組(4) 大阪モノレール支柱建設工事（西岩田工区その３）請負契約　　契約金額　２６億６，１８８万７，８００円　　請負者　　岸本・奈良共同企業体 |
| ３ | 工事委託契約変更の件（道路改良事業） | 主要地方道八尾茨木線（鳥飼仁和寺大橋）耐震補強工事委託契約　　　　　　　　　　　（令和５年１０月２０日議決）　契約金額　変更前　１９億９，８３９万９，７００円　　　　　　変更後　２５億９，７９１万１，８００円　　受託者　　大阪府道路公社 |
| ４ | 工事請負契約変更の件（都市河川改良事業） | 一級河川寝屋川加納元町調節池築造工事（Ｒ４本体工）請負契約　　　　　　　　　　　（令和４年１２月２０日議決）　契約金額　変更前　７１億９，３８５万１，５００円　　　　　　変更後　８５億９，７３０万５，２００円　請負者　　大林・日本国土・前田特定建設工事共同企業　　　　　　体 |
| ５ | 工事請負契約変更の件（津波・高潮対策事業） | 一級河川安治川（旧淀川）新水門築造工事請負契約（令和７年３月２４日議決）　契約金額　変更前　１２４億７，４００万円　　　　　　変更後　１２７億７，６８８万１，７００円　　請負者　　鹿島・みらい・井上共同企業体 |
| 　６ | 大阪府営業時間短縮協力金に係る損害賠償請求に関する訴えの提起の件 | 　大阪府営業時間短縮協力金に係る損害賠償請求について、事業者を相手方として訴えを提起するため、議決を求めるもの。 |
| ７ | 府道路線の廃止の件 | 道路法第１０条第１項の規定により、次の路線を廃止するため、同条第３項において準用する同法第７条第２項の規定により、議会の議決を求めるもの。　路線名　　　相川停車場線　起点　　　　大阪市相川停車場　終点　　　　吹田市一般国道４７９号交点 |
| ８ | 職員の給与に関する条例一部改正の件 | 令和６年１０月の勧告を人事委員会が訂正したことを受け、所要の改正を行う。〔主な改正内容〕⑴栄養士等に適用される医療職給料表（二）における定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の改定　〔改正前〕１級　２１６，５００円　〔改正後〕１級　２１９，９００円　等⑵研究職給料表の給料月額の改定　〔改正前〕１級４０号給　２６４，７００円　〔改正後〕１級４０号給　２６４，６００円⑶医師等に適用される医療職給料表（一）の給料月額の改　　定　〔改正前〕１級１６号給　３５２，７００円　〔改正後〕１級１６号給　３５２，６００円　　　　施行日：公布の日　　　　　　　⑴は令和７年４月１日に遡及して適用する。 |
| ９ | 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例一部改正の件  | １　地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、新たに１年につき条例で定める時間を超えない範囲内で部分休業を取得することができるとされたことに伴い、当該部分休業を取得できる時間を定める等の改正を行う。２　小学校等に在学している子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、子育て部分休暇について部分休業と同様の改正を行う。３　国家公務員について、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等が各省各庁の長に義務付けられることを踏まえ、条例において同趣旨の改正を行う。　　　　施行日：令和７年１０月１日 |
| １０ | 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件 | 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、大阪府選挙管理委員会が管理する選挙又は投票の選挙長、選挙会の選挙立会人等の報酬の額を改正する。　・選挙長　　〔改正前〕１０，８００円　　〔改正後〕１２，２００円　・選挙立会人　　〔改正前〕　８，９００円　　〔改正後〕１０，１００円　等　　　　施行日：規則で定める日 |
| １１ | 大阪府議会議員及び大阪府知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件 | １　公職選挙法施行令の改正に伴い、大阪府議会議員及び大阪府知事の選挙における選挙運動の公費負担の額を改正する。　〔主な改正内容〕　・選挙運動用ビラの作成　　　５万枚以下の場合　１枚当たりの作成単価　　〔改正前〕７円７３銭　　　〔改正後〕８円３８銭　等　・選挙運動用ポスターの作成　　選挙区のポスター掲示場数が５００以下の場合　　１枚当たりの作成単価　　〔改正前〕５４１円３１銭　　　〔改正後〕５８６円８８銭　等　　　　施行日：規則で定める日２　公職選挙法の改正に伴い、個人演説会告知用ポスターの規定を削除する。　　　　施行日：令和８年１月１日 |
| １２ | 大阪府地方税法第三十七条の二第一項第四号に掲げる寄附金を定める条例一部改正の件 | 個人府民税の税額控除を受けることができる地方税法第３７条の２第１項第４号に掲げる寄附金の対象となる法人の主たる事務所の所在地を改正する。　　　　施行日：公布の日 |
| １３ | 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例一部改正の件 | 　放送法の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。　　　　施行日：令和７年１０月１日 |
| １４ | 大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件 | 　高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により、終身建物賃貸借に係る事業の認可手続の変更等に伴い、所要の改正を行う。　　　　施行日：令和７年１０月１日ほか |
| １５ | 大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例一部改正の件 | 　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正により、規定の整備（条項ずれ是正）を行う。　　　　施行日：規則で定める日 |
| １６ | 大阪府人事委員会委員の選任について同意を求める件 | 　人事委員会委員松本岳氏の任期が令和７年６月２３日に満了となるので、同氏を再任することについて、地方公務員法第９条の２第２項の規定により同意を求めるもの。 |

**【**令和7年6月10日上程**】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| １７ | 令和７年度一般会計補正予算（第２号）の件 |  |

**報告**

**【**令和7年6月4日上程**】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| （報告）１ | 令和６年度大阪府一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件 | 地方自治法の規定により、予算の繰越しをしたので、同法施行令第１４６条第２項の規定により報告するもの。 |
| ２ | 令和６年度日本万国博覧会記念公園事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件 | 地方自治法の規定により、予算の繰越しをしたので、同法施行令第１４６条第２項の規定により報告するもの。 |
| ３ | 令和６年度大阪府営住宅事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件 | 地方自治法の規定により、予算の繰越しをしたので、同法施行令第１４６条第２項の規定により報告するもの。 |
| ４ | 令和６年度港湾整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件 | 地方自治法の規定により、予算の繰越しをしたので、同法施行令第１４６条第２項の規定により報告するもの。 |
| ５ | 令和６年度大阪府一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件 | 地方自治法の規定により、予算の繰越しをしたので、同法施行令第１５０条第３項において準用する同令第１４６条第２項の規定により報告するもの。 |
| ６ | 令和６年度大阪府流域下水道事業会計予算繰越計算書報告の件 | 地方公営企業法の規定により、予算の繰越しをしたので、同法第２６条第３項の規定により報告するもの。 |

**【**令和7年6月10日上程**】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| ７ | 副首都推進本部（大阪府市）会議の合意事項及び合意事項についての進捗状況に関する報告の件 | 副首都推進本部（大阪府市）会議の合意事項及び合意事項についての進捗状況について、大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例第７条第２項の規定により報告するもの。 |

**諮問**

**【**令和7年6月4日上程**】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 件　　　　　名 | 概　　　　　　　　　　要 |
| (諮問)１ | 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求の件 | 　公の施設である港湾施設を利用する権利に関する処分の内容を不服とする行政不服審査法第２条の規定に基づく審査請求に対する裁決を行うため、地方自治法第２４４条の４第２項の規定により議会に諮問し意見を求めるもの。 |